

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母は避難直後から要介護1で介助を要する状態であり、後には脳梗塞によって要介護3、身体障害等級2級となったこと、申立人子は申立人母を介護したことを考慮して、申立人らそれぞれに平成23年3月分から平成30年3月分まで（ただし、申立人子については介護をすることができなかった2か月間は除く。）月額3万円、4万円又は7万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人ら及び被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

【申立人X1】

| | | |
|------|-----------------|--------|
| 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（介護増額） | 金474万円 |
| 期間 | 平成23年3月～同30年3月末 | |

【申立人X2】

| | | |
|------|-----------------|--------|
| 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（介護増額） | 金480万円 |
| 期間 | 平成23年3月～同30年3月末 | |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、金954万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（または記名）押印の上、申立人ら及び被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月8日

（仲介委員 市川太）